

特定非営利活動法人

まさゆき

定 款

制定 令和6年 4月 1日

特定非営利活動法人 まさゆき  
定 款 目 次

記載項目	頁	記載項目	頁
第1章 総 則		議総会の議事録	6
名 称	1	第5章 理事会	
事務所	1	理事会の構成	7
目 的	1	理事会の機能	7
特定非営利活動の種類	1	理事会の開催	7
事業の種類	1	理事会の招集	7
第2章 会 員		理事会の議長	7
会員の種類	2	理事会の定足数	8
入 会	2	理事会の議決	8
入会金	2	理事会における表決権等	8
会員資格の喪失	2	理事会の議事録	8
退 会	2	第6章 資産及び会計	
除 名	3	資産の構成	8
抛出金品の不返済	3	資産の管理及び区分	9
第3章 役員及び職員		会計の原則	9
役員の種別及び定数及び選任等	3	会計の区分	9
役員の職務	3	事業年度	9
役員の任期等	4	事業計画及び予算	9
役員の欠員補充	4	事業報告及び決算	9
役員の解任	4	第7章 定款の変更、解散及び合併	
役員の報酬	4	定款の変更	10
職 員	4	解 散	10
第4章 総 会		合 併	10
総会の種別	5	第8章 雑 則	
総会の構成	5	公告の方法	10
総会の機能	5	施行細則	10
総会の開催	5	附 則	11
総会の招集	5	(定款の施行日)	
総会の議長	6	(設立当初の役員及び任期)	
総会の定足数	6	(設立当初の事業計画及び活動予算)	
総会の議決	6	(設立当初の事業年度)	
総会における表決権等	6	(設立当初の入会金)	

# 特定非営利活動法人 まさゆき 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まさゆきという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県加須市旗井1994番地7リビエルコート515におく。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を栃木県芳賀郡茂木町茂木8番地に置く。

3 この法人は、その他、必要に応じて支部をおくことができる。

### (目的)

第3条 本会は、ハラスメント行為のない社会環境の構築を目的とする。企業人として豊富な経験を有する会員相互の協力により、若者が希望をもって働ける社会環境の構築を目指し、幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うものとする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 若者の健全な成長を阻害するハラスメント行為の防止活動
  - ② 若者の健全な育成を目的に活動する他のNPO法人等への支援・協力
  - ③ その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業

- ① 農産物の生産、販売事業
- ② 農業法人への支援・協力

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、若者が希望をもって働ける社会環境の構築に意欲を持つ個人又は団体とする。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人または団体とする。

### (入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拋出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拋出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員をおく。

理事 3名以上5名以内

監事 2名以内

- 2 理事うち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者等若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 17 条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対して、議決をする場合に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第 18 条 役員には無報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長の他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな業務の負担及び権限の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあつてはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項



- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。
- 3 前項 2 項の既定に関わらず、第 27 条第 3 項の既定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議あったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 5 章 理事会

### (理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

### (理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的を示して召集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

### (理事会の招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号又は第 3 号の規定により請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

### (理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の既定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等とする。

た事項とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したとみなす。
- 4 表決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収入

(資産の管理および区分)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他事業に関する会計。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を経なければならない。

### (解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の承認の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の承認を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

### (合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

## 第8章 雑則

### (公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

### (施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	稲葉清美
副代表理事	蛭川愛志
理事	佐藤義男
理事	今井圭三
監事	小笠原秀光
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の既定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の既定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。
  - (1) 正会員
    - ① 入会金 1,000円
  - (2) 賛助会員
    - ① 入会金 1,000円

## 役員名簿

特定非営利活動法人 まさゆき

	役名	(フリガナ) 氏名	住所	報酬の 有無
1	理事	(イナバ キヨミ) 稲葉 清美		有
2	理事	(ヒルカワ アイシ) 蛭川 愛志		無
3	理事	(サトウ ヨシオ) 佐藤 義男		無
4	理事	(イマイ ケイゾウ) 今井 圭三		無
5	監事	(オガサワラ シュウコウ) 小笠原秀光		無

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

2021年6月3日、稲葉正之は自ら命を絶しました。25歳7か月の生涯でした。遺書には仕事上の悩み、お世話になった皆様方のお礼、父親である私への感謝の気持ちが記されていました。

中学1年の時、病気で母親と死別しましたが、祖父母に愛され、中学、高校、大学では良き友人と恩師に恵まれ誠実に明るく成長しましたが、社会人となって2年2か月目で生涯を閉じました。何故なんだ、どうしたのだ。絶望と深い悲しみの中、小中高校、大学の友人、恩師の方々が告別式に参列して下さいました。涙を流して下さいました。

告別式を終えて自宅に帰った直後、正之が勤めていた会社の関連会社のパートの方が自宅に焼香に来て下さり、職場で上司からパワハラを受けていたことを話して下さいました。その後、同じ職場のパートの方数人がパワハラの実情を話して下さいました。正之が就職したのは上場会社のA株式会社（以下、A（株）という）です。勤務地は自宅近くの加須事業所です。同じ事業所の同僚である正社員の方数人に電話で問い合わせました。上司のパワハラを否定し、その行為は指導の一環であるとの言及で統一されておりました。A（株）への不信は高まりました。

傷害事件の場合、加害者が刑事責任を負い、傷が治療されれば精神的な痛みも癒えていくものと思います。パワハラは被害者の精神状態を破壊し、うつ病の原因となります。極限に達すれば息子正之のように死に至ります。精神状態を破壊し深い苦しみを負い、生きることの希望を失います。私は加害者の刑事責任を追及します。傷害事件として立件、起訴され、裁判において審議を尽くして頂きたいと思っています。現在その途中です。そこに至る手続きがこれほど年月と労力を要することに、遺族として父親として釈然としない思いが募っています。

息子正之は、皆が仲良く楽しく過ごせることを望んでおりました。大学までの勉強、部活動で地域社会での生活で、本人の至らない所があっても誠実に皆に優しく接していれば報われて、希望の持てる将来が得られるものと信じておりました。就職して会社員としての就業環境は、これまでの生活信条を否定されるものでした。努力しても上司との意思の疎通ができず、悩み苦しみ自らの能力に疑問を抱かざるを得ないところまで追い込まれておりました。

日本国憲法の基本的人権の一つには、働く権利があります。働く権利とは、個人の性格や能力、努力を尊重し組織から疎外されることのない環境で、希望を持って働くことができることではないでしょうか。息子正之は、就職して1年にも満たない経験で、直属の上司から個人の尊厳を否定する暴言を1年4か月にも渡り受けたのです。ほぼ毎日、1日に2回、3回「バカ野郎、何をやっている。」と暴言を受け、時には椅子を蹴とばされ机を叩か

れ続けたのです。別の女性上司からは、「昨日教えたのにできないの、朝早く来てもできないのではしょうがないわね。」と陰湿な言葉を浴びせられました。時には朝礼で皆の前で細な言い間違いを注意されました。その行為を許すことはできません。刑事責任を負うべきです。

ここに、「NPOまさゆき」を設立して、若者が希望を持って働くことのできる環境を構築する活動を致します。「皆が仲良く、皆が楽しく」暮せる社会環境の構築を目指します。私が経験したA(株)との和解に至るまでの経緯、これから経験する加害行為に対しての刑事責任追及の経過を公表していきます。企業・組織が、パワハラ防止対策を本気で取り組む、その様な社会の構築に寄与したいと考えています。そのことで、若者が一人でも二人でも助かれば幸いです。

## 2 申請に至るまでの経過

2021年6月14日A(株)加須事業所、同17日A(株)本社に出向き、正之に対して行われたパワハラの実態調査を要請しました。2021年6月31日、1回目の調査報告書、同年7月20日、追加報告書を受け取りました。同年8月11日調査報告書に対する質問書の提出、同年11月19日質問書の回答と同社の見解が報告されました。A(株)の調査報告書と私の調査結果を証拠書類として、2022年1月17日、埼玉県行田労働基準監督署に労働災害の申立を行いました。2023年2月14日、労働災害保険給付が決定されました。同年2月21日、埼玉労働局に労災認定における調査資料の開示を請求しました。同年4月18日、調査資料が部分開示されました。開示資料の内、パワハラを行った当事者であるA(株)社員及び上司社員、同僚、その他関係者の調書記録は未開示でした。同年5月18日未開示部分の開示を目的に行政不服審査法に基づき厚生労働大臣に審査請求書を提出しました。同年8月29日、総務省情報公開・個人情報保護審査会(以下、審査会という)より部分開示は妥当であるとの理由で、審査請求は棄却されました。同年9月12日、審査会に1回目の意見書、同年10月10日、2回目の意見書を提出しました。2024年3月現在、意見書に対する回答はありません。

労働基準監督署の調査資料を証拠書類として刑事告訴を考え、2024年1月埼玉地方検察局に、同年2月埼玉加須警察に被害届け出の相談に伺いました。パワハラ加害者を刑事告訴する場合、加害が加えられた場所、年月日の特定は、証拠として重要な部分です。これらの特定が刑事告訴する際には、高いハードルになりました。

以上の企業との交渉、法手続きの経緯を、法人として公表することはパワハラ被害者又は遺族が法手続きを行うときの参考になると考えています。また、このことがパワハラ防止に関連する法整備の強化、改善につながるものと考えます。

若者が希望を持って働ける社会環境の構築には法人としての活動が必要です。私の考えに共感を持っていただける友人、親族が集い会合を重ねて参りました。令和6年3月8日に設立総会を開催しました。



今後継続的な事業を展開し、団体としての運営を強化するためにも、NPO 法人化は不可欠と考えています。

令和6年4月1日

特定非営利活動法人 まさゆき  
設立代表者  
氏名 稲葉 清美

# 2024 年度事業計画書

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 まさゆき

## 1 事業実施の方針

ハラスメント行為のない社会環境の構築を目的とする。企業人として豊富な経験を有する会員相互の協力により、若者が希望をもって働ける社会環境の構築を目指し、幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うものとする。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に関する事項（成立の日～令和 7 年 3 月 31 日）

定款の 事業名	事業内容	実施予 定日時	実施予定場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の範 囲及び予定人数		支払見込 み額 (千円)
ハラスメント行 為の防止活動	ハラスメントに関 する法整備の調査	随時	事務所 図書館	3 名	全ての市 民	-	300
ハラスメント行 為の防止活動	ハラスメント被害 者の実態調査	随時	事務所 図書館	3 名	全ての市 民	-	200
ハラスメント行 為の防止活動	ホームページ 開設と運営	随時	事務所	3 名	全ての市 民	-	400
他の NPO 法人等 への支援・協力	他の NPO 活動への 参画及び寄附	随時	東京都内 埼玉県内 栃木県内	5 名	関連 NPO	50	300

### (2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	支払見込み額 (千円)
農産物の生産、販売	米及び他の農産物の 生産、販売	通年	栃木県芳賀郡 東京都区内	5 名	370
農業法人への支 援・協力	農作業の支援及び 販売協力	通年	栃木県芳賀郡 埼玉県内	5 名	100

# 2025 年度事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 まさゆき

## 1 事業実施の方針

ハラスメント行為のない社会環境の構築を目的とする。企業人として豊富な経験を有する会員相互の協力により、若者が希望をもって働ける社会環境の構築を目指し、幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うものとする。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に関する事項（7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

定款の 事業名	事業内容	実施予 定日時	実施予定場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の範 囲及び予定人数		支払見込 み額 (千円)
ハラスメント行 為の防止活動	ハラスメントに関 する法整備の研究	随時	事務所 図書館	3 名	全ての市 民	-	300
ハラスメント行 為の防止活動	ハラスメントの防 止対策の研究	随時	事務所 図書館	3 名	全ての市 民	-	300
ハラスメント行 為の防止活動	ホームページ 開設と運営	随時	事務所	3 名	全ての市 民	-	100
他の NPO 法人等 への支援・協力	他の NPO 活動への 参画及び寄附	随時	東京都内 埼玉県内 栃木県内	5 名	関連 NPO	50	300

### (2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	支払見込み額 (千円)
農産物の生産、販 売	米及び他の農産物の 生産、販売	通年	栃木県芳賀郡 東京都区内	7 名	500
農業法人への支 援・協力	農作業の支援及び 販売協力	通年	栃木県芳賀郡 埼玉県内	7 名	250

## 2024年度 活動予算書「特定非営利活動に係る事業」

設立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 まさゆき

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	10,000	10,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	1,500,000	1,500,000	
3 その他収益			
受取利息等	10	10	
経常収益(A)			1,510,010
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		
給与手当	500,000		
法定福利費	100,000		
(2) その他経費			
インターネット関連費	300,000		
(2) 寄附			
寄附	200,000		
事業費計		1,200,000	
2 管理費			
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	160,000		
印刷費	50,000		
管理費計		310,000	
経常費用計(B)			1,510,000
当期経常増減額(A-B)			10
III 経常外収益			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			10
② 設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額(①+②)			10

## 2024 年度 活動予算書「その他の事業」

設立の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 まさゆき

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
2 受取寄付金			
受取寄付金	500,000	500,000	
3 事業収益			
農産物販売事業収益	150,000	150,000	
4 その他収益			
受取利息等	5	5	
経常収益 (A)			650,005
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	200,000		
法定福利費	40,000		
(2) その他経費			
仕入高	130,000		
備品購入費	100,000		
事業費計		470,000	
2 管理費			
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	50,000		
印刷費	20,000		
管理費計		170,000	
経常費用計 (B)			640,000
当期経常増減額 (A - B)			10,005
III 経常外収益			
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			10,005
② 設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額 (①+②)			10,005

# 2025 年度 活動予算書「特定非営利活動に係る事業」

令和 7 年 4 月 1 から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 まさゆき

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0	0	
2 受取寄付金			
受取寄付金	1,500,000	1,500,000	
3 その他収益			
受取利息等	10	10	
経常収益 (A)			1,500,010
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	100,000		
給与手当	500,000		
法定福利費	100,000		
(2) その他経費			
インターネット関連費	100,000		
(2) 寄附			
寄附	200,000		
事業費計		1,000,000	
2 管理費			
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	160,000		
印刷費	50,000		
管理費計		310,000	
経常費用計 (B)			1,310,000
当期経常増減額 (A - B)			190,010
III 経常外収益			
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			190,010
② 前年度正味財産額			10
次期繰越正味財産額 (①+②)			190,020

# 2025年度 活動予算書「その他の事業」

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 まさゆき

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費			
2 受取寄付金			
受取寄付金	500,000	500,000	
3 事業収益			
農産物販売事業収益	300,000	300,000	
4 その他収益			
受取利息等	5	5	
経常収益(A)			850,005
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	200,000		
法定福利費	40,000		
(2) その他経費			
仕入高	260,000		
備品購入費	50,000		
事業費計		550,000	
2 管理費			
旅費交通費	50,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	50,000		
印刷費	20,000		
管理費計		170,000	
経常費用計(B)			720,000
当期経常増減額(A-B)			130,005
III 経常外収益			
経常外収益計(C)			0
IV 経常外費用			
経常外費用計(D)			0
① 当期正味財産増減額(A-B+C-D)			130,005
② 前年度正味財産額			10,005
次期繰越正味財産額(①+②)			140,005